

〔 平 14 . 3 . 5 〕
〔 基礎小 7 - 2 〕

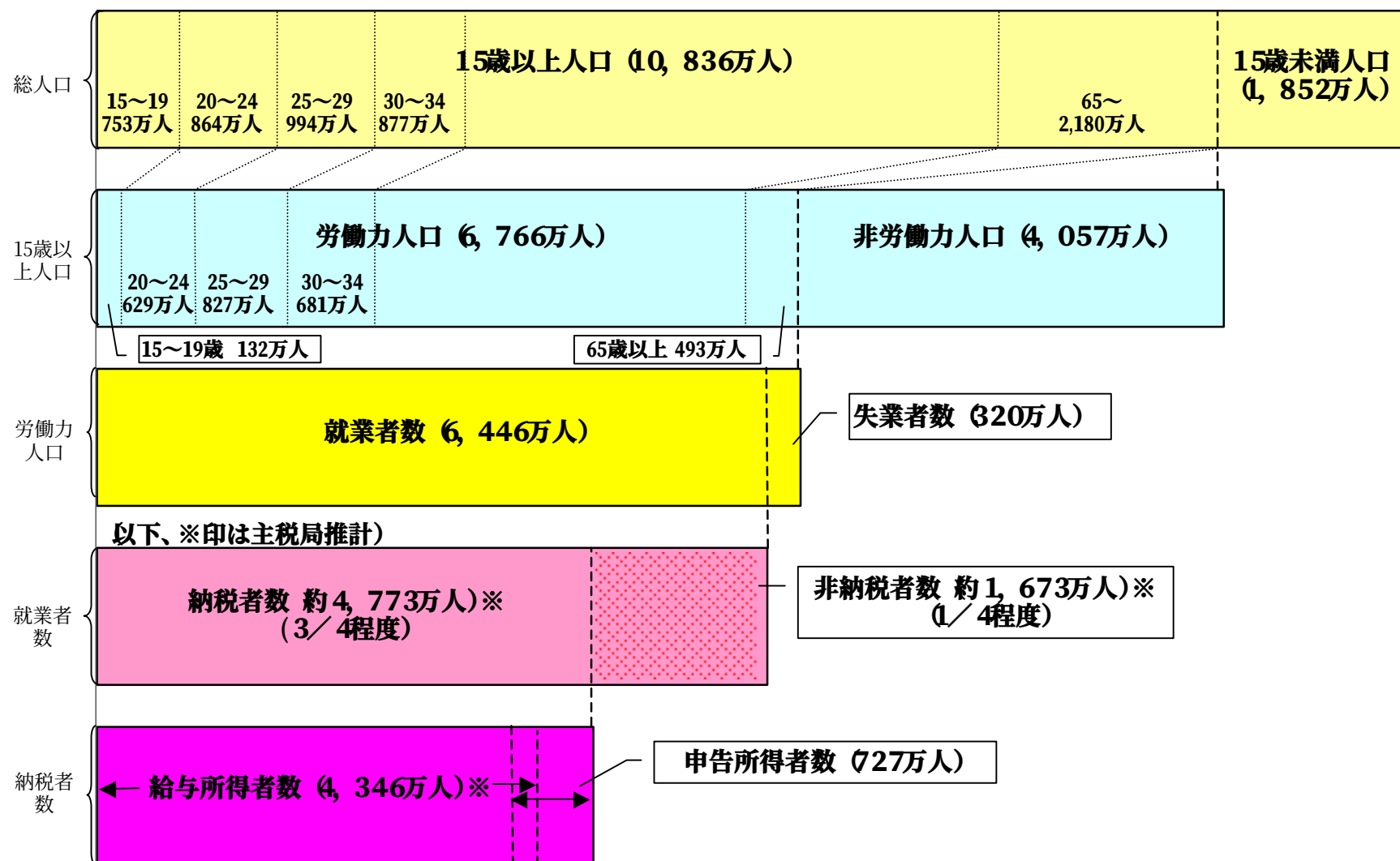
資 料

目 次

・ 所得税の納税者数（平成12年分）	1
・ 個人住民税所得割の納税義務者数（平成13年度分）	2
・ 就業者数に占める所得税の納税者数（推計）の割合の推移	3
・ 就業者数に占める個人住民税の納税義務者数の割合の推移	4
・ 給与階級別の所得税の非納税者数（民間給与所得者）	5
・ 所得税・個人住民税の実効税率の国際比較	6
・ 租税負担率（対国民所得比）の国際比較	7
・ 国民所得に占める個人所得課税の負担割合	8
・ 主要国における個人所得税の納税者割合	9
・ 所得課税、社会保険料の実効負担率	11
・ 米国における税負担及び社会保障負担の例	12
・ 日本の所得課税、社会保険料の実効負担率	13
・ 収入階級別税及び社会保険料負担率（平成11年分：1か月当たり）	14
・ 世帯類型別1世帯当たり年平均1か月間の実収入・直接税・社会保険料（勤労者世帯）	15
・ 給与収入300万円～400万円の者の扶養親族数等の状況	16
・ アメリカの連邦所得税申告書の主な記載事項（1999年）	17
・ 国民負担率の内訳の国際比較	18
・ 貯蓄率の推移	19
・ 貯蓄目的の推移	20

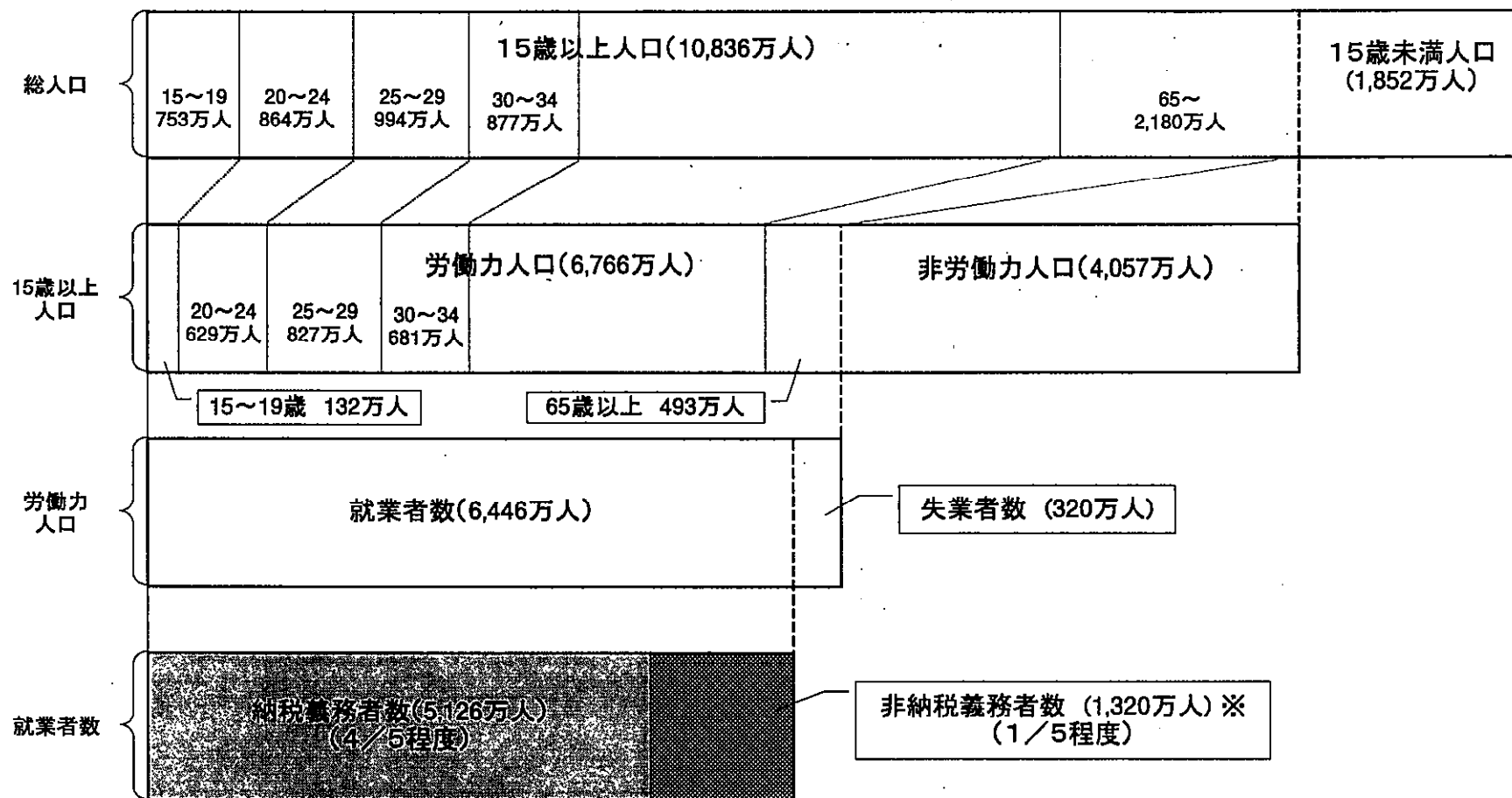
所得税の納税者数 平成12年分)

未定稿



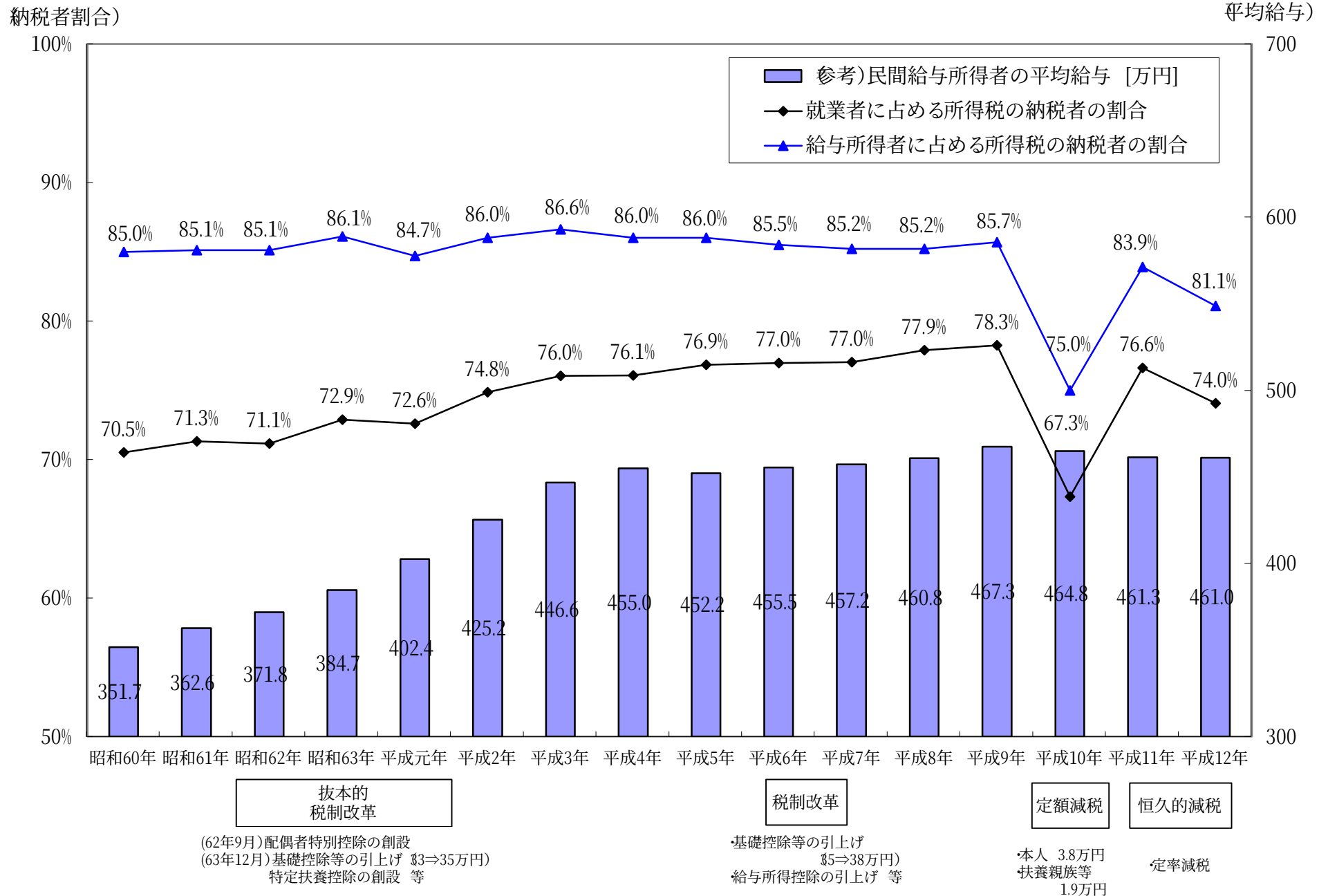
- 備考) 1. 人口、就業者数等は、平成12年「労働力調査年報」(総務省)による。
 2. 納税者数は、給与所得者(納税者)と申告所得者(納税者)の合計から、重複分として、申告納税者のうち給与所得に対する源泉徴収をされた者を控除して計算した。
 3. 給与所得者(納税者)は、平成12年分「民間給与の実態」(国税庁)及び源泉所得税の課税実績から推計した。
 4. 申告所得者(納税者)は、平成12年分「申告所得税の実態」(国税庁)による。

個人住民税所得割の納税義務者数(平成13年度分)

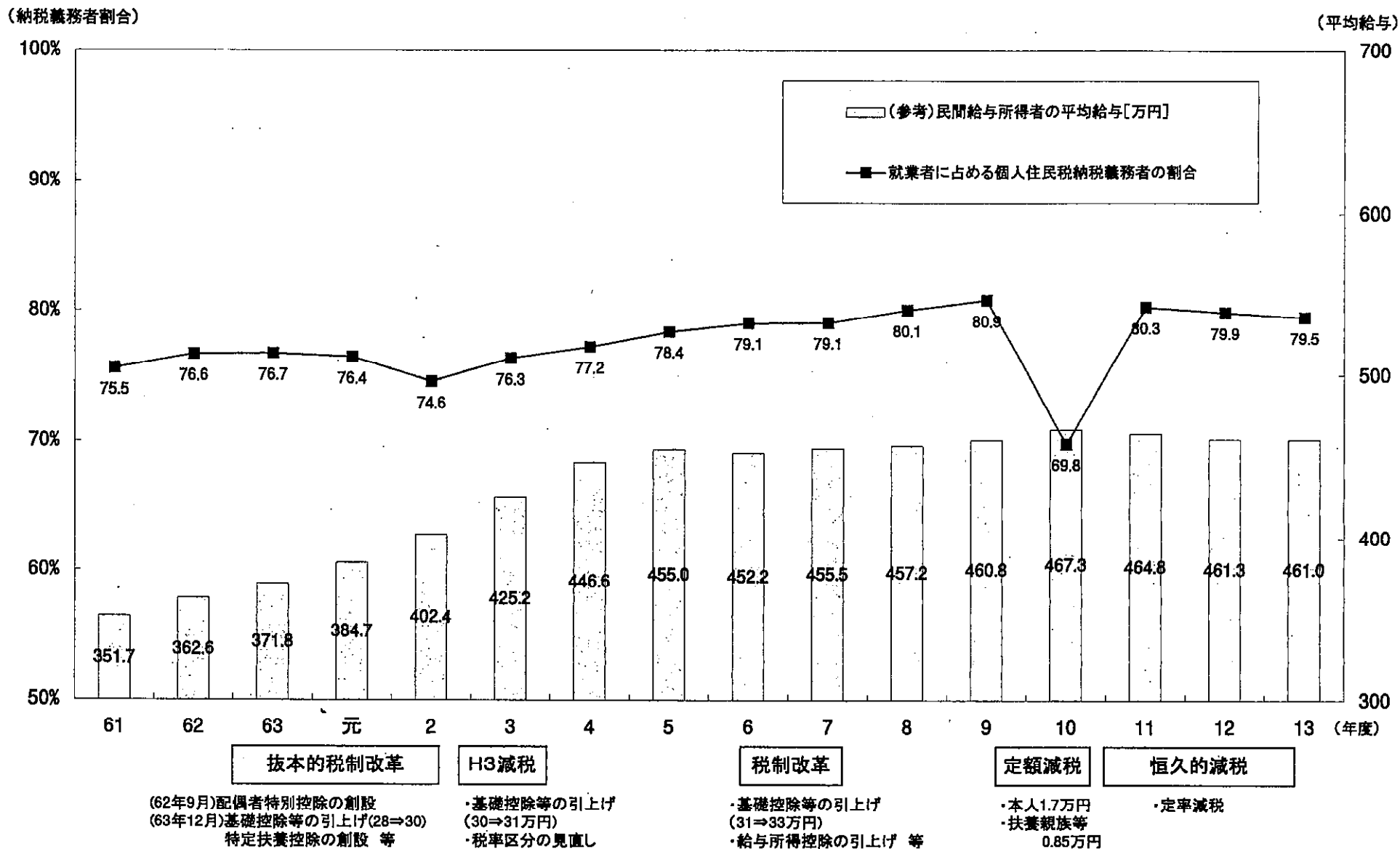


- (備考) 1. 人口、就業者数等は、「平成12年 労働力調査年報」(総務庁)による。
 2. 納税義務者数は、「平成13年度市町村税課税状況調査等」(総務省自治税務局)による。
 3. ※印は、自治税務局推計による。

就業者数に占める所得税の納税者数 推計)の割合の推移

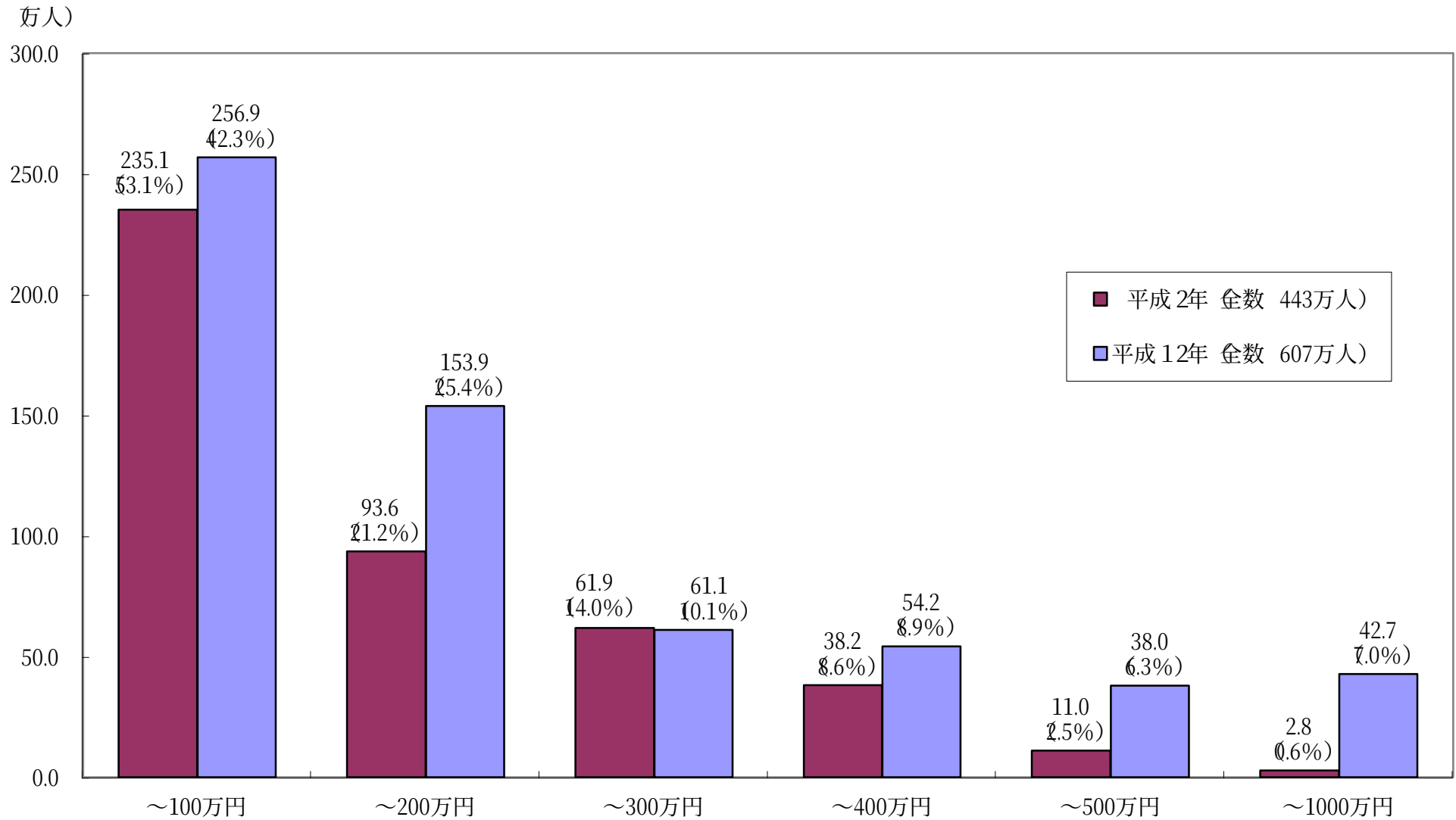


就業者数に占める個人住民税の納税義務者数の割合の推移



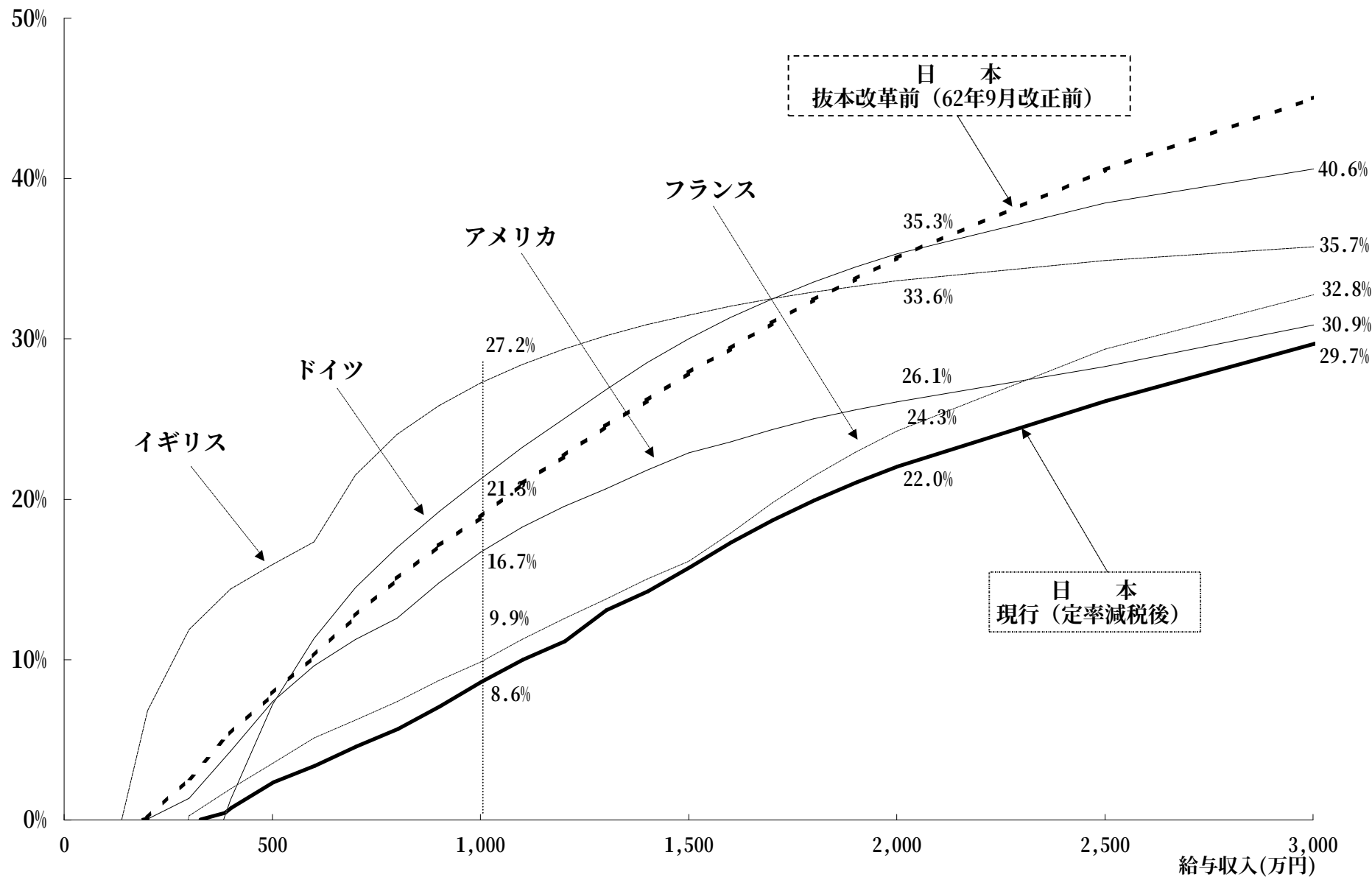
※ 各数値については、個人住民税の課税年度で表しているため、平均給与の額は、前年の額である。

給与階級別の所得税の非納税者数 民間給与所得者)



備考) 民間給与の実態(1年を通じて勤務した者)」平成2年、12年)による。
 ()内は非納税者【1年を通じて勤務した者)全体に占める各階級別の構成比

所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）



- (注)1. 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。
 2. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 3. 諸外国は2002年1月適用の税法に基づく。
 4. 邦貨換算は次のレートによる。1ドル=122円、1ポンド=174円、1ユーロ=108円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成13年6月から11月までの実勢相場の平均値）
 5. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

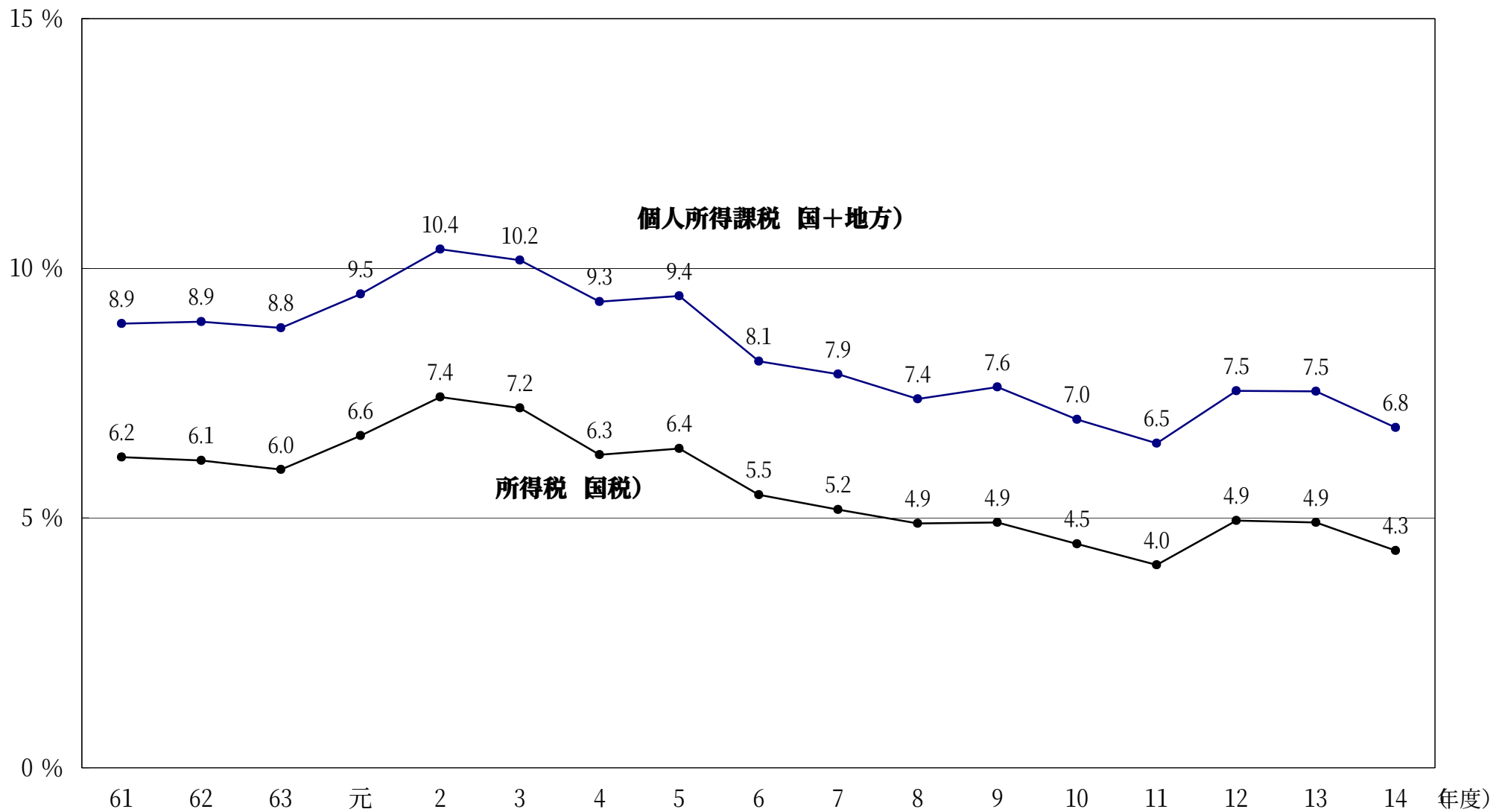
租 税 負 担 率（対国民所得比）の国際比較

	カナダ	イタリア	フランス	イギリス	ドイツ	アメリカ	日 本	
							昭和61年度)	平成14年度)
租税負担率	46. 4%	42. 8%	40. 6%	40. 0%	31. 0%	26. 5%	24. 9%	22. 9%
うち 個人所得課税	20. 9%	15. 7%	11. 2%	13. 9%	12. 8%	14. 2%	8. 9%	6. 8%
うち国税	13. 1%	15. 4%	11. 2%	13. 9%	10. 2%	11. 7%	6. 2%	4. 3%

注) 日本の平成14年度は見通し。諸外国は1999年。

備考) 日本の国民所得は、昭和61年度は「国民経済計算(68 SNA)」、平成14年度は「平成14年度政府経済見通し」による。諸外国は「Revenue Statistics 1965-2000(OECD)」及び「National Accounts (OECD)」による。

国民所得に占める個人所得課税の負担割合



- 注) 1. 所得課税 地方)は、OECD歳入統計の区分による。
 2. 12年度までは国税・地方税ともに決算額、13年度は国税は補正後予算額、地方税は実績見込額であり、14年度は国税は当初予算額、地方税は見込額による。
 3. 国民所得は、平成2年度以降は「国民経済計算 (93 SNA)」、平成元年度以前は「国民経済計算 (68 SNA)」による。

(未定稿)

主要国における個人所得税の納税者割合

	日 本 (2000年)	イギリス (1999年)	カナダ (1999年)
課税単位	個人単位	個人単位	個人単位
就業者数に占める納税者数の割合	74%程度	80%程度	80%程度
就業者数	6,446万人	2,756万人	1,453万人
就業者に占める納税者数	約4,773万人	2,211万人	1,152万人
(参考)総人口	1億2,693万人	5,950万人	3,049万人

(出所) 各国税務統計等

(参考) その他の主要国における状況について

※ アメリカ、フランス、ドイツについては、個人単位課税ではないため就業者数に占める納税者数の統計が存在しない。

1. アメリカ(1999 年)

- ☆ 課税単位は個人単位と夫婦単位(2分2乗)の選択制
- ☆ 提出申告書数は 1 億 2,708 万枚、うち課税件数は 9,455 万枚 [割合は約74%]
- ☆ 給与所得が記載されている申告書数は 1 億 0,818 万枚、課税件数の内訳は不明。

2. フランス

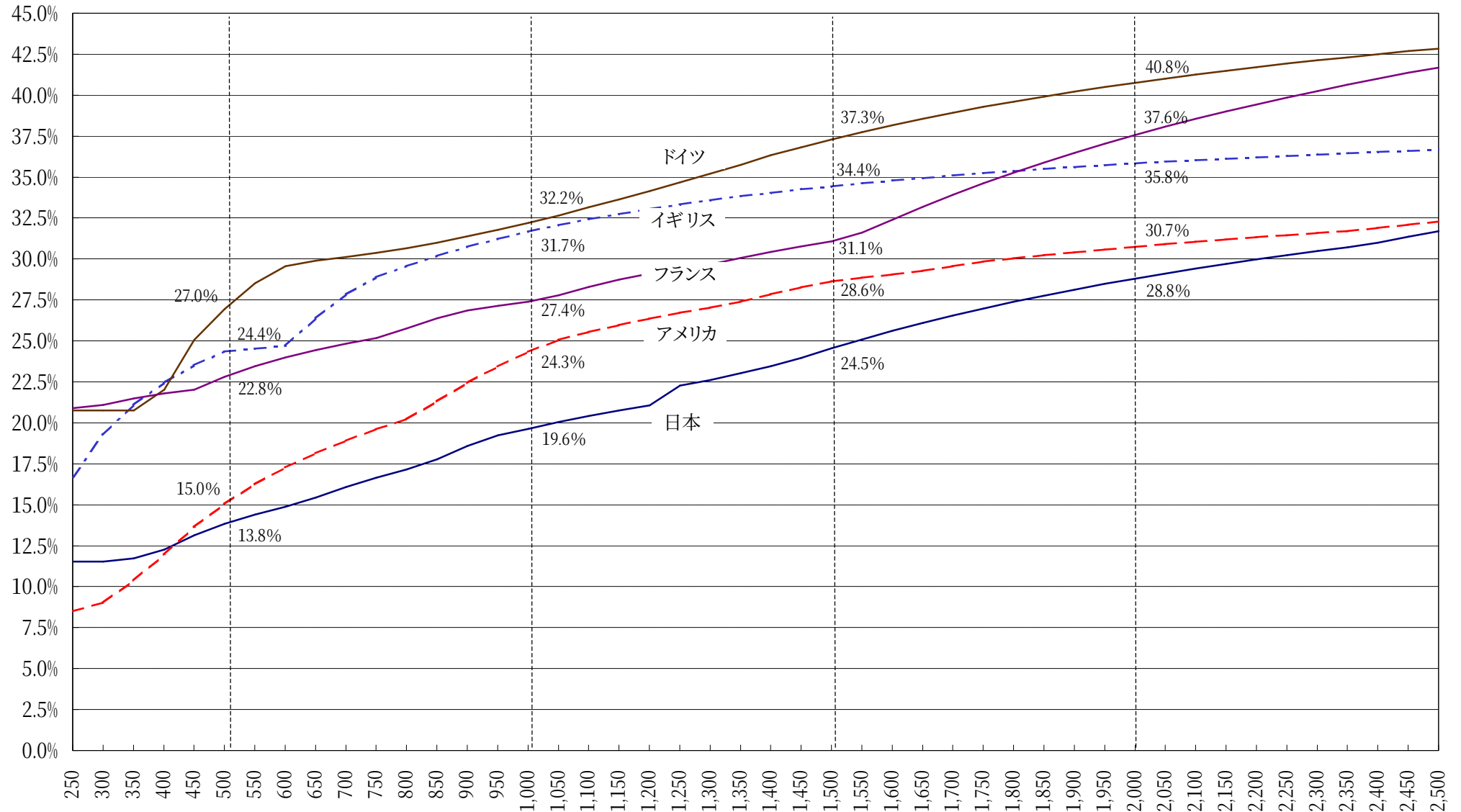
- ☆ 課税単位は世帯単位(N分N乗)

3. ドイツ

- ☆ 課税単位は個人単位と夫婦単位(2分2乗)の選択制

所得課税、社会保険料の実効負担率

夫婦二人の民間給与所得者 世帯主のみ勤労)のケース)



注 1) 想定した世帯について、各国の制度に基づき、各種控除を適用し所得課税（地方税を含む）の実効税率を試算した。（日本の場合、子の1人は特定扶養親族に該当し、1人は16歳未満であるものとして試算している。）

注 2) 社会保険料については、各国の制度に基づき試算している。日本の社会保険料については、政府管掌健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険について試算。また、ボーナスを給与3ヶ月分として仮定している。）

1ドル = 122円
1ポンド = 174円
1ユーロ = 108円

給与収入（万円）

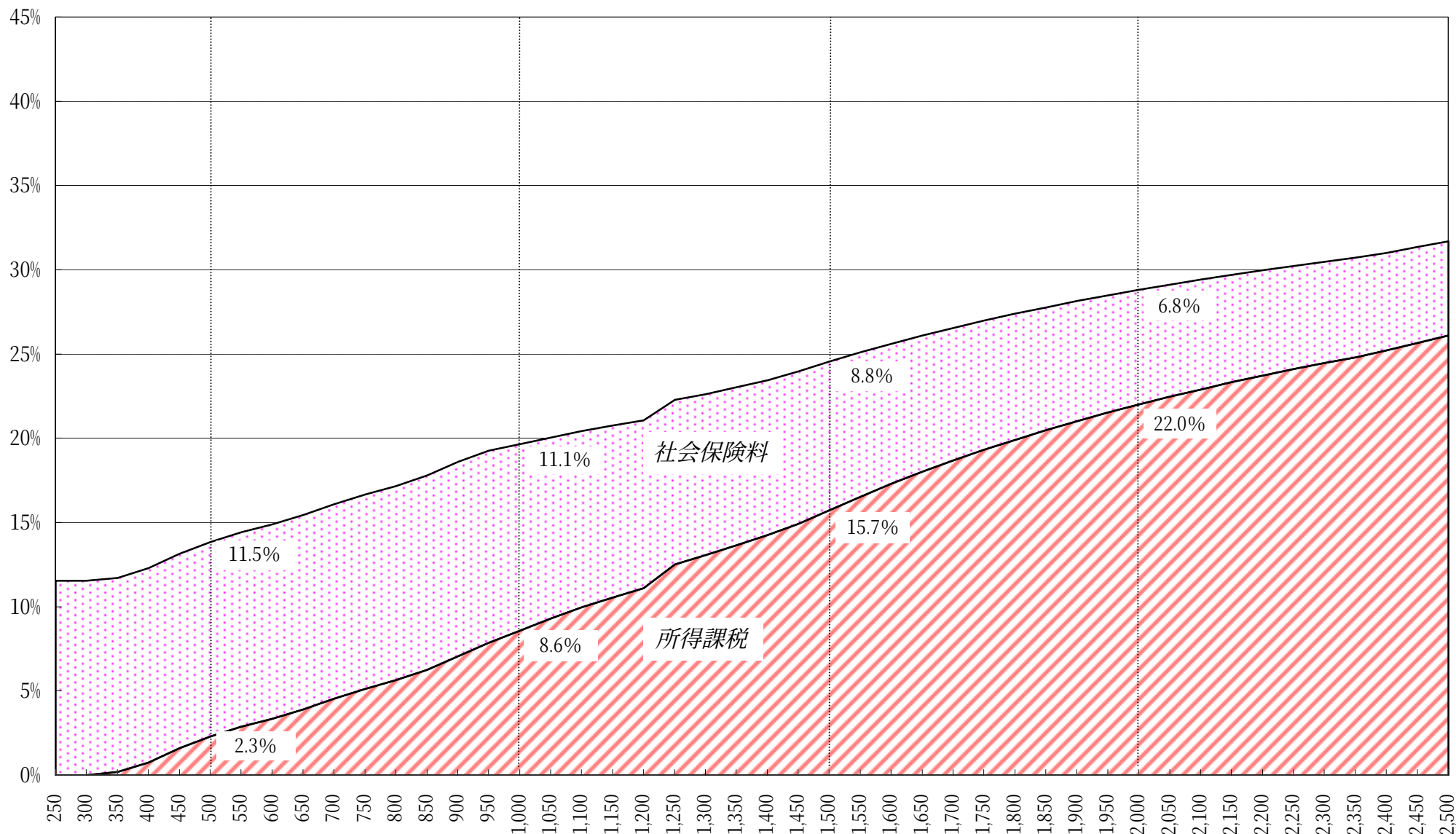
米国における税負担及び社会保障負担の例

「給与所得者である私も、その一人で、実際、つい二月ほど前に申告を終えたばかり。1999 年に我家（＝私）が米国で得た収入は 73,000 ドル。そこから扶養者控除（妻＋子供 2 人）などを差し引いて出てきた連邦所得税が 10,368 ドル。それに社会保障税がある。社会保障税とは、Social Security Tax（老齢、身障者保険）と Medicare Tax（高齢者と貧困者のための入院・加療患者保険）で、総所得の 7.65%＝5,475 ドルである。これで計 15,843 ドル。総収入の 22%である。そこに、州税が加わる。幸いにもフロリダ州は、州税無き 9 州の一つ。我家の税金はここまで。しかし、残る 42 州に住めば、カリフォルニアのように収入に応じて 1%～11%と累進の州もあれば、コロラドのように一律 5%の州もある。乱暴だが、総所得の 5%前後と考えておけば大きく外れはしない。仮に州税をこの 5%とすると、総収入の 27%が税金として持っていかれることになる。日本であれば、17%で済むところを。」

（小林至、「反面教師となる米国の税金制度」（「アメリカ生活直球勝負」連載第 20 回）、『CNN English Express』（朝日出版社）、平成 12 年 8 月号、小林至氏ホームページ（<http://itaru.3hands.net>）より引用）

日本の所得課税、社会保険料の実効負担率

夫婦二人の民間給与所得者世帯（世帯主のみ勤労）のケース）



注 1) 子の 1 人は特定扶養親族に該当し、1 人は 16 歳未満であるものとして試算している。

注 2) 所得課税（所得税・個人住民税）は、恒久的な減税を考慮したものである。

注 3) 社会保険料については、政府管掌健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険について試算。また、ボーナスを給与 3 ヶ月分として仮定している。

給与収入（万円）

収入階級別税及び社会保険料負担率（平成11年分：1か月当たり）

（単位：円、％）

収入階級別		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
実収入		287,603	368,023	430,647	463,915	527,133	571,363	615,386	690,994	806,936	1,022,123
消費支出		212,849	249,556	277,111	290,961	328,117	351,540	382,839	412,056	463,237	529,081
間 接 税	消費税 (消費支出に対する負担割合)	2.7 (3.6)	2.5 (3.6)	2.4 (3.7)	2.3 (3.7)	2.4 (3.8)	2.4 (3.9)	2.4 (3.8)	2.3 (3.9)	2.2 (3.9)	2.0 (3.9)
	揮発油税等	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
	酒税	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	たばこ税	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
	自動車重量税等	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
	間接税計	4.1	3.7	3.5	3.3	3.3	3.4	3.3	3.1	3.0	2.7
直 接 税	所得税	1.4	1.8	2.1	2.3	2.6	2.9	3.2	3.7	4.3	5.9
	住民税	0.8	1.0	1.3	1.5	1.9	2.3	2.8	3.1	3.7	4.8
	固定資産税等	0.8	1.1	1.0	0.9	0.9	1.1	1.3	1.1	1.0	1.2
	直接税計	3.0	3.9	4.3	4.7	5.5	6.3	7.4	7.9	9.0	11.9
間接税＋直接税計		7.1	7.5	7.8	7.9	8.8	9.6	10.7	11.0	12.0	14.6
(参)社会 保険料	公的年金保険料	4.4	5.2	5.3	5.6	5.4	5.5	5.7	5.5	5.4	4.8
	健康保険料	2.8	3.0	2.9	2.9	2.7	2.8	2.7	2.6	2.6	2.5
	他の社会保険料	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
	社会保険料計	7.5	8.5	8.4	8.7	8.4	8.5	8.7	8.3	8.2	7.5
直接税＋社会保険料計		10.5	12.4	12.8	13.4	13.9	14.8	16.1	16.2	17.2	19.4

（備考）総務省統計局の家計調査を基礎として、1か月当たりの税及び社会保険料負担割合を推計したものである。

世帯類型別 1世帯当たり年平均 1か月間の実収入・直接税・社会保険料（勤労者世帯）

単位：円

	夫婦のみ又は 夫婦と未婚の子供から 成る世帯	夫婦のみ の世帯	片親と未婚の子供か ら成る世帯	両親と子供夫婦 又は未婚の孫か ら成る世帯	片親と子供夫婦 又は未婚の孫か ら成る世帯	夫婦共働き世帯
A 実収入	568,866	520,607	321,683	632,171	639,544	642,561
B 直接税	41,270	41,527	15,298	45,745	46,208	44,457
勤労所得税	19,261	18,946	6,474	19,991	20,137	20,977
個人住民税	14,659	15,035	4,865	15,572	15,354	15,416
他の税	7,350	7,546	3,958	10,182	10,718	8,064
C 社会保険料	48,568	42,333	23,829	56,550	55,858	56,653
B + C	89,838	83,860	39,127	102,295	102,066	101,110
B / A	7.3%	8.0%	4.8%	7.2%	7.2%	6.9%
C / A	8.5%	8.1%	7.4%	8.9%	8.7%	8.8%
(B + C) / A	15.8%	16.1%	12.2%	16.2%	16.0%	15.7%

備考）平成12年「家計調査年報」（総務省統計局）より作成。

給与収入300万円～400万円の者の扶養親族数等の状況

	扶養親族数	非納税者		納税者		<家族形態のイメージ>
		所得者数	構成比	所得者数	構成比	
配偶者控除適用あり	なし	15,989	3.0%	463,081	6.7%	夫婦のみ 夫婦＋子供
	1人	67,302	12.4%	361,611	5.2%	
	2人	172,245	31.8%	152,132	2.2%	
	3人以上	143,009	26.4%	18,121	0.3%	
配偶者控除適用なし	なし	35,614	6.6%	5,231,022	75.6%	独身又は 共稼ぎ世帯 片親＋子供 又は 共稼ぎ世帯
	1人	17,196	3.2%	445,515	6.4%	
	2人	34,671	6.4%	193,916	2.8%	
	3人以上	55,567	10.3%	52,558	0.8%	
合計		541,593	100%	6,917,956	100%	

注) 1 民間給与の実態【2年分】 年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者)

2 扶養親族」とは扶養されている子や親等をいい、配偶者は含まない。

参考)

アメリカの連邦所得税申告書の主な記載事項 (1999年)

	所得金額	調整総所得 に対する割合
	億ドル	%
調整総所得	58,555	100.0
給与・賃金	41,325	70.6
課税利子	1,757	3.0
配当	1,325	2.3
事業・専門職業	2,084	3.6
キャピタル資産の売却	5,308	9.1
年金・終身年金	3,043	5.2
パートナーシップ・S法人の所得	2,111	3.6
失業給付金・社会保障給付	926	1.6

注)純損失があるものは純利益と相殺した値を掲げている。

備考)内国歳入庁“SOI Individual Reports”(1999年)により作成。

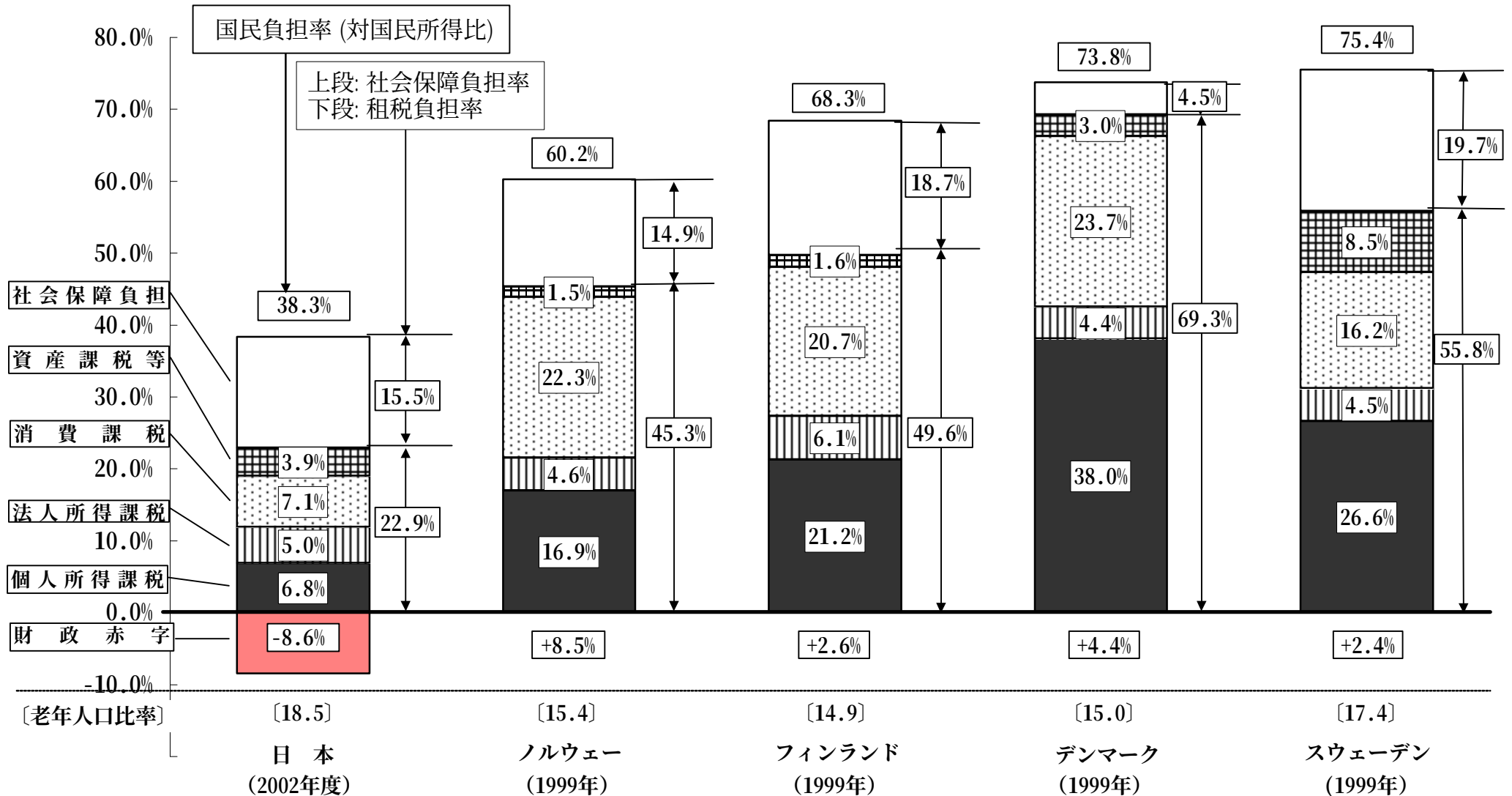
日本の所得税額の内訳 (1999年)

	税 額	参考) ③に占める割合
申告分)	億円	%
事業所得	5,704	3.4
不動産所得	5,883	3.5
給与所得	6,202	3.7
分離長期譲渡所得	6,360	3.8
株式等の譲渡所得等	923	0.5
その他	1,040	0.6
①申告所得税計	26,110	15.4
源泉分)		
給与所得	103,194	61.0
利子所得等	9,250	5.5
配当所得	9,171	5.4
上場株式等の譲渡所得等	4,165	2.5
報酬・料金等	10,962	6.5
その他	6,185	3.7
②源泉所得税計	142,928	84.6
単純合計③=①+②)	169,038	100.0

- 注) 1. 申告分の税額は各種所得のうち「主たるもの」に該当した所得の種類に、その者に係る申告納税額を掲げている。
2. 源泉分の税額には法人に対する課税分も含まれている。
3. 源泉分の税額は還付前の金額である。

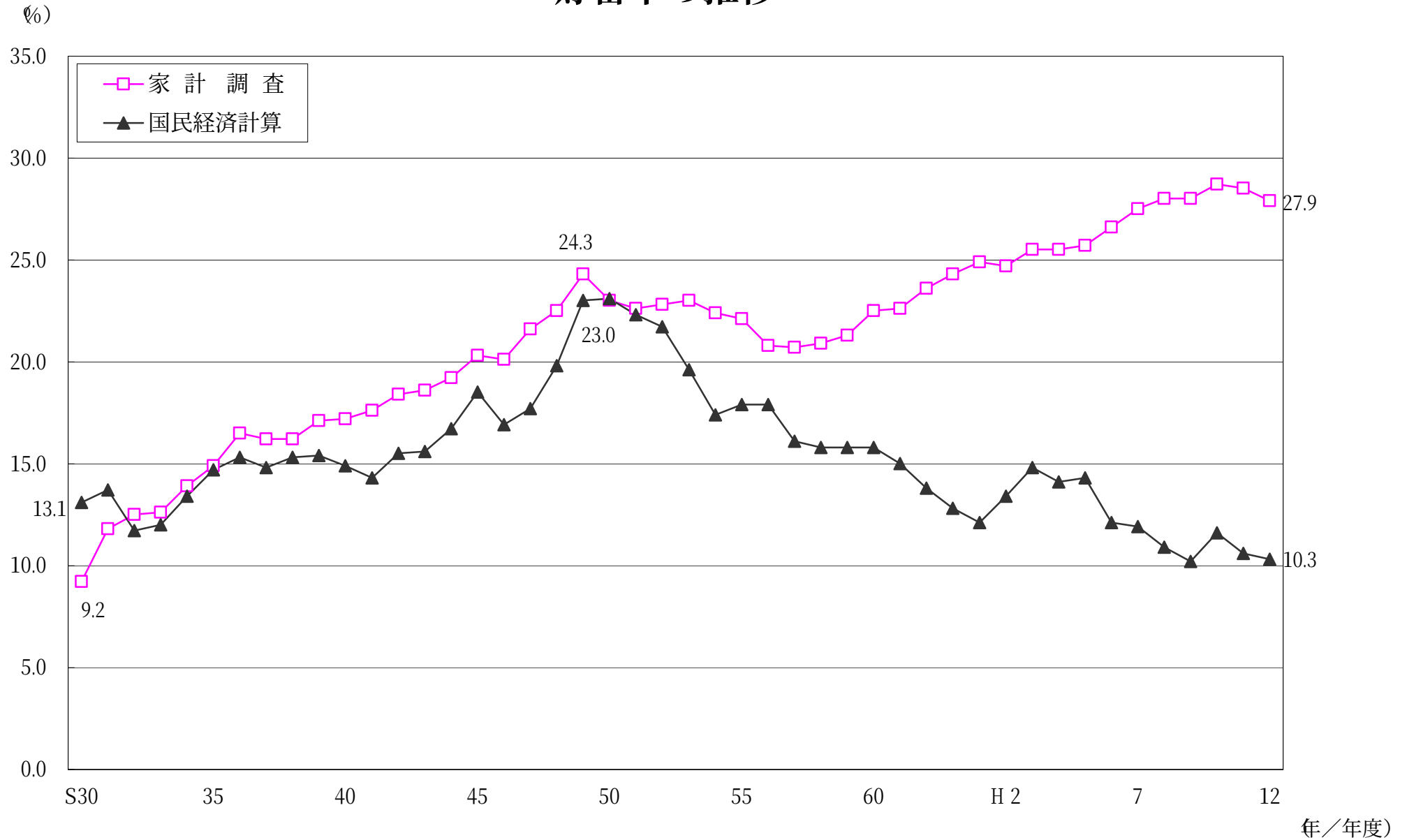
(備考)国税庁統計年報書「平成11年度版」により作成。

国民負担率の内訳の国際比較



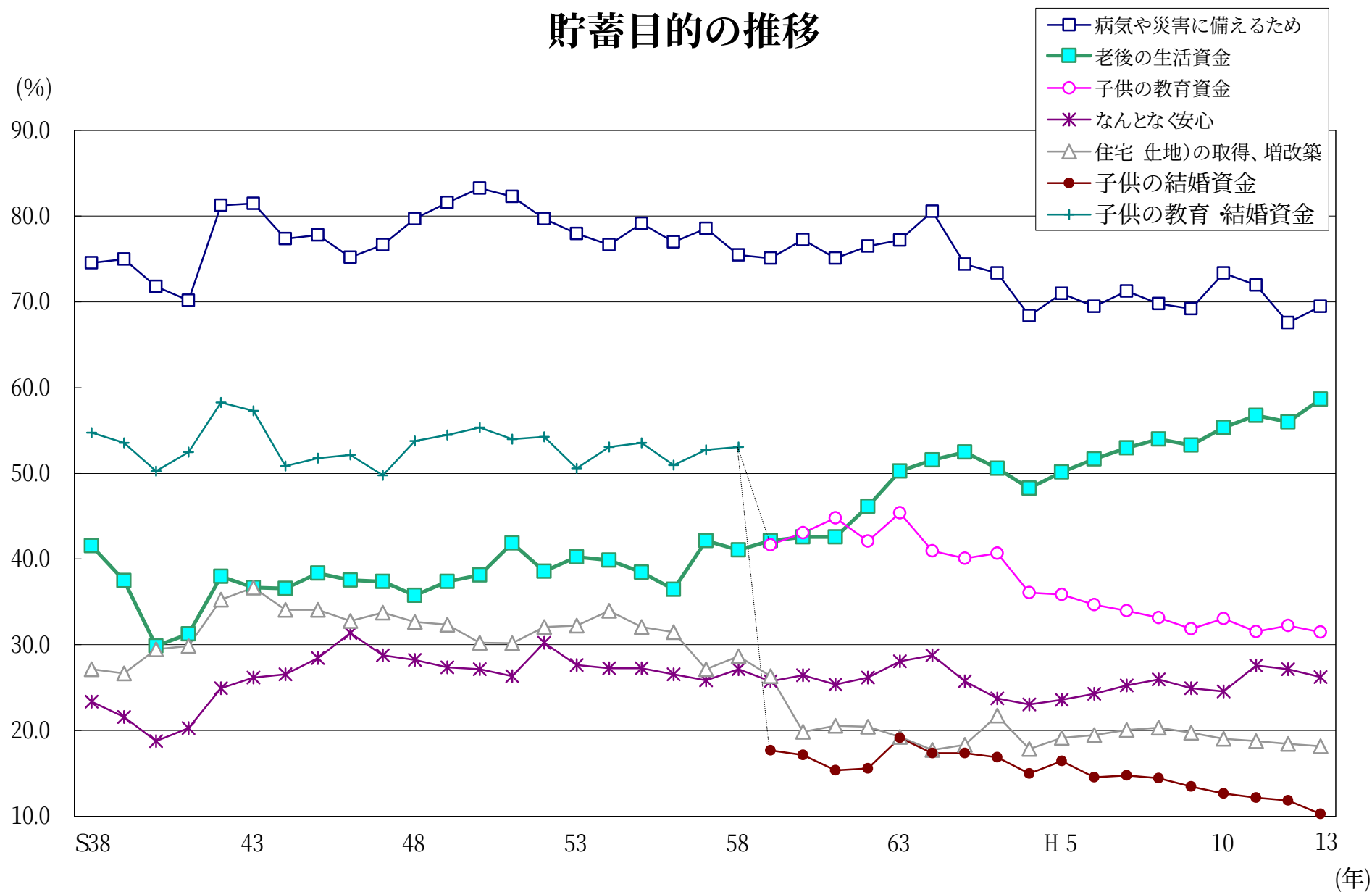
- (注) 1. 日本は14年度当初予算案ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-2000 (OECD)」及び「National Accounts (OECD)」により作成。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得を含む。
 3. 財政赤字の国民所得比は、日本については一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 4. 老年人口比率は、日本については2002年の数値(「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成14年1月推計)による)、その他の国は2000年の数値(国連推計による)である。

貯蓄率の推移



- 注) 1. 家計調査は、昭和37年以前は人口5万人以上の都市の勤労者世帯が、昭和38年以降は全国の勤労者世帯が対象。
 2. 国民経済計算は、平成元年度以前は68SNA、平成2年度以降は93SNAにより、全世帯が対象。
 3. 家計調査による数値は黒字率 (1－平均消費性向) を用いている。

貯蓄目的の推移



備考) 家計の金融資産に関する世論調査」金融広報中央委員会)による。

注) 1世帯 3つまでの複数回答で、上位 5位を表示している。